

小平市教育委員会教育長 古川 正之 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司 小平市監査委員 中 江 美 和 (公印省略)

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同 条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同 条第14項の規定により通知願います。

定期監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

教育部教育総務課、学務課、指導課、教育施策推進担当課長、小平第九小学校、花小金井 小学校、上水中学校及び関係課において令和3年4月1日から令和3年12月31日までに 執行された財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

監査にあたっては、小平市監査基準に準拠し、監査の対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、以下の着眼点により実施した。

- (1) 予算の執行状況は適正か。
- (2) 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産(公有財産、物品等、債権等)の管理は適正か。
- (5) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (6) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (7) 事務の執行は、法令等に従い、適正に行われているか。

4 監査の実施内容

上記着眼点を主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により 監査を実施した。

5 監査の期間

令和4年1月14日から令和4年3月28日まで

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部、改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

以下、項目ごとに述べるとおりである。

【指摘事項】

- 1 契約事務について
 - (1) 主管課における業務委託契約で、市の個人情報等のデータ提供に関する覚書の締結を行っていないもの (学務課)
 - (2) 請書に契約金額の記載がないもの

(小・中学校)

- 2 報酬等支給事務について
 - (1) 会計年度任用職員(アシスタント職)報酬の支給において、勤務時間の算定誤りによる 過払いまたは未払いがあるもの (教育総務課、学務課)
 - (2) 会計年度任用職員 (アシスタント職) 報酬の支給において、会計年度任用職員間の支給額に誤りがあるもの (指導課・教育施策推進担当課長)
- 3 会計年度任用職員任用事務について
 - (1) 任用通知書の勤務時間が守られていないもの

(教育総務課)

(2) アシスタント職の年次休暇付与日数に誤りがあるもの

(学務課)

【意見・要望事項】

- 1 支出事務について
 - (1) 検査日から相当期間経過してから請求書を受け取り、支払いを行っているものが見受けられた。事務の執行・管理には常に注意を払うよう留意されたい。 (教育総務課)
 - (2) 公共料金の支払遅延が発生した。再発防止策を徹底されたい。 (教育総務課)
- 2 契約事務について
 - (1) 主管課における物品購入契約及び工事修繕契約において、請書に環境によりよい自動車利用に関する特記仕様書の添付がないものが見受けられた。適正に処理されたい。

(学務課)

- (2) 主管課における物品購入契約書に、業務委託の約款が添付されているものが見受けられた。適正に処理されたい。 (指導課・教育施策推進担当課長)
- 3 会計年度任用職員任用事務について

アシスタント職の休憩時間の付与に誤りのあるものが見受けられた。適正に処理されたい。 (指導課・教育施策推進担当課長)